

非公知性及び有用性

目録番号	名称・件名	電子データのみ記載 「行」は数字	有用性	
			非公知性	
1	アルミニナ原料繊維リス	原告が高強度アルミニナ長纖維の製造のために、試行錯誤の上取引先として選定し、高強度アルミニナ長纖維の原材料の調達を行つてある調達メーカー名、当該調達メーカーににおける製品名・CAS番号(物質を特定できることから、一般世界標準の番号)・担当部門・連絡先を記載しており、原告が独自に作成した情報では入手不可。	調達先のメーカーの担当部署に連絡をとり、具体的な当該を特定して購入し、原告と同様の品質を有する高強度アルミニナ長纖維を購入することにより、原告と同様の品質を有する弹性砥石を製造することが可能となる。	
2	本件研磨ツール「定型品」の規格・標準類	8 9 9 ~ 9 0 3	本件研磨ツールである弾性砥石を原告が製造するために試行錯誤した結果作成したデータであり、弹性条項の製品名・種類／鉻柄・メーカー名・配合部数・製品の検査項目・検査方法・検査条件等を記載しておあり、原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールである弾性砥石を製造することが可能となる。

910~ 913~ 915~ 923	本件研磨ツールのクレームが発生した場合の重要度の確認・顧客対応・原因調査と再発防止の策定についての手順、本件研磨ツールに関連する原材料・製品の規格・・製品品質検査に関する規格類・各製造手順書・ジーベックにおける製品の受入れ方法・製品の分類(種類別)とその略号と製品への表示方法・各製品の商品名・各商品の特性を定義する文書・等の規格標準類の作成履歴(制定日・改定日・最新版作成日)のを記載しており、原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールの製造・各製造方法・各表示方法・各品質管理や顧客対応を行なうことが可能となる。
924~ 938~ 942~ 943~ 987~ 1001~ 1005~ 1006	本件研磨ツールである原告独自の性能と構造的特徴を持つジーベック砥石を製造するために試行錯誤した結果作成したデータあり、製品種類別の原材料名・種類／銘柄・メーカー名・配合部数、製品の検査項目・検査条件・合格範囲・不格の場合は処置、種類別略号・寸法略号の製品への表示方法、各規格標準類の改定履歴と改定の理由・改定内容・各規格を変更する場合の手続を記載しており、原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールであるジーベック砥石の製造を行うことが可能となる。
939~ 941~ 944~ 947~ 1002~ 1004~ 1007~ 1010	本件研磨ツールの砥石原板(ジーベック形状・丸棒形状の砥石を切出すことができる)を原告が製造するために試行錯誤した結果作成したデータであり、製品種類別の原材料名・種類／銘柄・メーカー名・配合部数・検査項目・検査条件・検査方法・検査項目・検査条件・合格範囲・不合格の場合の処置をしており、原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールの砥石原板の製造を行うことが可能となる。
948~ 960~ 1011~ 1023	本件研磨ツールであつて原告独自の耐熱性能を有する耐熱性ジーベック砥石を製造するために試行錯誤した結果作成したデータであり、製品種類別の原材料名・種類／銘柄・メーカー名・配合部数、製品の検査項目・検査方法・検査条件・合格範囲・不格の場合の処置、種類別略号・寸法略号の製品への表示方法、各規格標準類の改定履歴と改定の理由、改定内容、各規格を変更する場合の手續き、原材料変更予定の内容と理由を記載しており、原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールの砥石の製造を行うことが可能となる。
961~ 969~ 1024~ 1032	本件研磨ツールであつて原告独自の内部構造と性能を有する丸棒状の砥石を製造するために試行錯誤した結果作成したデータであり、製品種類別の原材料名・種類／銘柄・メーカー名・配合部数、製品の検査項目・検査方法・検査条件・検査方法・検査項目・検査条件・合格範囲・不格の場合の処置、種類別略号・寸法略号の製品への表示方法、各規格標準類の改定履歴と改定の理由、改定内容、各規格を変更する場合の手續き、原材料変更予定の内容と理由を記載しており、原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールの砥石の製造を行うことが可能となる。
1033~ 1042	本件研磨ツールであつて原告独自の内部構造を有するジーベック(小さい円盤状)を製造するために試行錯誤した結果作成したデータであり、製品種類別の原材料名・種類／銘柄・メーカー名・配合部数、製品の検査項目・検査方法・検査条件・検査方法・検査項目・検査条件・合格範囲・不格の場合の処置、種類別略号・寸法略号の製品への表示方法、各規格標準類の改定履歴と改定の理由、改定内容、各規格を変更する場合の手續きを記載しておこり、原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールの砥石の製造を行うことが可能となる。

1051、 1062	原告が原告の技術者を長野県繊維工業試験場（当時）に派遣して研修させた製織技術を、原告の高強度アルミニナ長繊維に応用してクロスに織り上げることに成功し作成した製織工程の工程フロー図であって、原告が独自に作成した情報でありますから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件高強度アルミニナ長繊維クロスの製造を行うことなどが可能となる。
4~8、 1065~ 1077	本件研磨ツールであつて原告だけが製造技術をしているバリ取りアダプタ（CF：商品名「カティックファイバ」略）の内、エンドアダプタ（手持ち回転工具で使用する小型のアダプタ）の製造に必要なデータであり、構成部品の部品部位別名・作業手順・作業の情報、製造の情報、品質の検査項目・検査方法・検査条件・検査結果・検査項目の改定履歴と改定の理由、改定内容を記載しております。また、原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールであるエンドアダプタの製造を行うことなどが可能となる。
1078~ 1090	本件研磨ツールであつて、原告が試行錯誤の末製造したダイヤモンド砥石（スティック砥石にダイヤモンド砥粒を担う）、製品種類別の原材料名・種類／銘柄・メーカー名・配合部品数、製品の検査項目・検査方法・検査条件・合格範囲・不合格の場合の処置、種類別略号・寸法略号の製品への表示方法、各規格標準類の改定履歴と改定の理由、改定内容、各規格を変更する場合の手続きを記載しており、原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールであるダイヤモンド砥石の製造を行うことなどが可能となる。
1091~ 1099	本件研磨ツールであつて、原告が試行錯誤の末製造した丸棒状砥石（丸棒状砥石にダイヤモンド砥粒を担う）の製造に関するデータであり、製品種類別の原材料名・種類／銘柄・メーカー名・配合部品数、製品の検査項目・検査方法・検査条件・合格範囲・不合格の場合の処置、種類別略号・寸法略号の製品への表示方法、各規格標準類の改定履歴と改定の理由、改定内容、各規格を変更する場合の手続きを記載しており、原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールである丸棒状砥石の製造を行うことなどが可能となる。
9~12、 1100~ 1125、 1127~ 1128	本件研磨ツールであつて、原告のみが製造技術を有する交差穴ドリル砥石タイワ。（部品内で穴が交差した部分のバリを取りツール砥石タイワ）の製造のために必要な製品の設計図・寸法公差、製品種類別の原材料名・種類／銘柄・メーカー名・配合部数、製造の作業手順・作業のポイント、製造副資材・製造設備・製造過程の各部品への表示方法、各規格標準類の改定履歴と改定の理由、改定内容、各規格標準類の改定履歴と改定の理由、改定内容、各規格を変更する場合の手続きを記載しており、原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールドリル砥石タイワの製造を行うことなどが可能となる。
13~19、 1126、 1129~ 1163、 1179、 1189、 1194	本件研磨ツールである交差穴ドリル砥石タイワの製造のために必要な製品の設計図・寸法公差、製品種類別の原材料名・種類／銘柄・メーカー名・配合部数、製造の作業手順・作業のポイント、製造副資材・製造設備・製造過程の各部品への表示方法、各規格標準類の改定履歴と改定の理由、改定内容、各規格を変更する場合の手続きを記載しており、原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールドリル砥石タイワの製造を行うことなどが可能となる。

1 2 0 1 ~ 1 2 0 7、 1 2 0 9	本件研磨ツールであつて、原告のみが製造技術を有する軸付きセラミック砥石の製造のために必要な製品種類別の原材料名・種類／鉛柄・バー名、金属部品の仕様・規格・外注加工業者、副資材の種類・バー名、製品の図面・検査項目・検査条件・検査方法・不合格の場合は・合格範囲・不合格の理由、改定履歴と改定の理由、改定内容、各規格を変更する場合の手続きを記載しており、原告が独自に作成した情報であることから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を用い、本件研磨ツールであるステッカ／砥石の製造を行うことが可能となる。
3 研磨ツール「定型品」図面	1 2 1 0	本件研磨ツールであつて原告のみが製造技術を有するバリ取りアッシュ及び交差穴バリ取りツール（砥石タイプ）の他、本件研磨ツールである特注品も含めた外注部品の種類・図面の名称・図番・作成日・改定版数の一覧表であつて、原告が独自に作成した情報であることから、一般には入手不可。
	3 5 ~ 8 7、 9 6 ~ 1 0 0、 1 2 1 1 ~ 1 2 1 3、 1 3 6 4 ~ 1 3 8 9、 1 4 7 2 ~ 1 4 7 5	本件研磨ツールであつて原告のみが製造技術を有する交差穴バリ取りツール（砥石タイプ）を原告が製造するために作成した製品及び製造時に砥石部を電着砥石・製造用補助工具の図面・寸法・公差・材質指定の資料と外注部品の資料から補助工具使用者から外注先から個別に入手したことから、一般には入手不可。
	1 2 1 4 ~ 1 2 1 6、 1 2 2 1 ~ 1 2 2 4、 1 2 2 6 ~ 1 2 2 7	本件研磨ツールである交差穴バリ取りツール（砥石タイプ）に関する特定の顧客から要望された部位の材質・寸法と公差を特定顧客のみに開示した設計図であつて、他の顧客に開示したものではないため、一般には入手不可。
	1 2 1 7 ~ 1 2 2 0、 1 2 2 5、 1 2 2 8 ~ 1 2 3 3	本件研磨ツールであるバリ取りアッシュの構成部品であるスリーブに関する特定の顧客から要望された部位の材質・寸法と公差を特定顧客のみに開示した設計図であつて、他の顧客に開示したものではないため、一般には入手不可。
	1 2 3 4 ~ 1 2 3 5	本件研磨ツールである丸棒砥石に関する特定の顧客から要望された部位の材質・寸法と公差を特定顧客のみに開示した設計図であつて、他の顧客に開示したものではないため、一般には入手不可。
	1 2 3 6	本件研磨ツールであるバリ取りアッシュを加工機に取り付けるための補助具であるポートホルダ（略号：F H）に関する特定の顧客から要望された部位の寸法を特定顧客のみに開示した設計図であつて、他の顧客に開示したものではないため、一般には入手不可。

1237～ 1238	本件研磨ツールである軸付きセラミック砥石に関する特定の顧客から要望された部位の特殊加工と精度基準他、部位別材質指定と寸法を特定顧客のみに開示した設計図であって、他の顧客に開示したものではな いため、一般には入手不可。	原告の図面情報を用いて、本件研磨ツールである軸付きセラミック砥石の製造を行うことが可能となる。
1239～ 1242、 1246～ 1350、 1358～	本件研磨ツールであるハリ取りアラシを原告が製造するために作成した設計図等のデータであり、製品およ び構成部品類・付属部品・製造時に使用する補助工具の詳細な設計図（寸法・公差・面粗度・材質指 定・前処理方法）、各部品・製品・付属品の性能評価項目と測定条件・測定方法・測定範囲、製図の改 定履歴を記載しており原告のために入手不可。	原告の図面情報を用いて、本件研磨ツールであるハリ取りアラシの製造を行いうことが可能となる。
1362、 1404～ 1469、 1471、 1479～ 1482、 1485～ 1507	本件研磨ツールの設計図の様式であって、図名・図番・尺度・寸法許容差の表示方法と該当するJIS番号 を記載しており、部品名・材質・材料の前処理内容等記載要素を指定したもので、原告が独自に作成し た情報でありますことから、一般には入手不可。	原告の図面情報を用いて、本件研磨ツールであるエンドアラシの製造を行いうことが可能となる。
1245	本件研磨ツールの設計図の様式であって、原告の図面情報を用いて、本件研磨ツールであるエンドアラシ(略号:EB)を原 告が製造するたために作成した設計図等のデータであり、製品の各部位と製造時に使う治具及び電着方 法・測定条件・合規範囲、および製品の性能評価項目と測定方法・前処理方法、おおよび製図の改定履 歴を記載しておりますことから、一般には入手不可。	原告の図面情報を用いて、本件研磨ツールであるエンドアラシの製造を行いうことが可能となる。
88～ 95、 1243～ 1244、 1351～ 1357、 1363、 1470、 1484	本件研磨ツールであるハリ取りアラシの内、エンドアラシ(略号:CHクロスホール)のアラシイ バーの設計図（寸法・公差・面粗度・材質指定・前処理方法）を原告が製造するたために作成した設 計図（寸法・公差・面粗度・材質指定・前処理方法）と製造時の補助工具に関する設計図（寸法・公 差・面粗度・材質指定・前処理方法）、おおよび製図の改定履歴を記載しておりますことから、一般には入 手不可。	原告の図面情報を用いて、本件研磨ツールである交差穴ハリ取りツール(略号:CHクロスホール)のアラシイ バーの設計図（寸法・公差・面粗度・材質指定・前処理方法）を原告が製造するたために作成した設 計図（寸法・公差・面粗度・材質指定・前処理方法）と製造時の補助工具に関する設計図（寸法・公 差・面粗度・材質指定・前処理方法）と測定方法・測定範囲、おおよび製図の改定履歴を行うことが可 能となる。
1390～ 1403、 1476～ 1477、 1483	本件研磨ツールであつて、原告のみが製造技術を有する交差穴ハリ取りツール(略号:CHクロスホール) のアラシイバー(略号:T2)＝軸の先端にアルミニナ繊維製の線材が付いている)を原告が製造するた めに作成した設計図（寸法・公差・面粗度・材質指定・前処理方法）と製造時の補助工具に関する 設計図（寸法・公差・面粗度・材質指定・前処理方法）と測定方法・測定範囲、おおよび製図の改定履 歴を記載しておりますことから、一般には入手不可。	原告の図面情報を用いて、本件研磨ツールであるハリ取りアラシ(内)のアラシイバー(外)を取り 付けて、各部位の寸法と公差・面粗度・材質指定と材料の前加工方法・性能評価項目と測定方法・合 規範囲、おおよび製図の改定履歴を記載してありますことから、一般には入手不可。
1478	本件研磨ツールであつて、原告のみが製造技術を有するハリ取りアラシ(内)、当初特定顧客向けに特注品と して製造していたが数年が経過した結果定型品となつたハリ取りアラシを原告が製造するたために作成した図面 であつて、各部位の寸法と公差・面粗度・材質指定と材料の前加工方法・性能評価項目と測定方法・合 規範囲、おおよび製図の改定履歴を記載してありますことから、一般には入手不可。	原告の図面情報を用いて、本件研磨ツールであるハリ取りアラシの製造を行いうことが可能となる。

4	アルミナ 繊維原価 計算書	101～ 102	高強度アルミナ長繊維の品種別原価計算書と売価案を示した資料である。告が独自に開発した製造方法におけるアルミナ繊維の種類（繊維径の異なるもの、原料組成の異なるもの）毎の主原料の品名に基づく減価償却費・原単位・原価・品種別生産工数・燃料動力費・工場経費、製造設備に投資した総額とこれに作成した情報を一般には入手不可。	原価と同等の高強度アルミニウム長繊維を製造しうることを告が、また原価率、生産率によく競争力のある価格設定を可能とする高強度アルミニウム長繊維の種類、生産率を知ることにより競争力のある価格設定を可能とする。
5	本件研磨 ツール 「定型 品」の原 価計算 書・見積 資料	103～ 106、 117～ 118、 123、 127～ 148、 1578～ 1579 (1578に はハリリブ シの記載 もある)	本件研磨ツールであるスライク砥石・丸棒砥石（これらにダイヤ砥粒を混入したものも含む）の原価計算書、売価検討資料、見積書。 ①定型品の原価計算書、特殊なサイズ（ペンチタイプも含む）の原価計算書、定型品に使用するアルミニウム繊維の含有率や繊維径を変えた場合は、原材料・原単位と単価・間接費・経費・間接費・経費・運動費・固定費・原価・総原価・総原価のデータが含まれている。 ②原価計算書でカタログ代或いは加工費として計上されている砥石原板から各サイズのスライクを効率的に切出す方法を示して原板1枚から得られる資料。具体的には、原板から各サイズのスライクを効率的に切出す場合の切断効率の良い、少量多品種の製品を1枚の原板から切出す場合の切断加工単価一覧表、加工発注数と加工費・固定費・変動費の試算表とグラフ（加工数と原価率の関係を把握できる）。また、スライクサイズ別のデータの刃厚と公差のデータもある。 ③サイズ別・受注数量別ジーベックへの売価と2007年以前のジーベックへの売価と2008年1月以降に全面的改定した新価格の一覧表、過去の販売実績とその実績に基づく価格改定後のジーベックへの売上予想。 ④ジーベック営業マネージャー林氏とヨロッパ顧客およびジーベック住吉社長との間でスライク砥石の末端顧客への売価に関する営業戦略を練つた記録。	原価計算書に記載の製品種類別原価情報を使って原価を製造に酷似したスライク砥石を製造することが可能となり、また原価構成とジーベックへの売価及びジーベックの営業手法を知ることにより製品価格を有利に設定し、顧客開拓も容易に行うことができる。
		107、 109～ 110、 112、 115～ 116、 1508	本件研磨ツール全製品の原価計算書、ジーベックへの見積書と売買が成約した製品の単価一覧表（単価表）。 より具体的には、告が第60期(H17.10～8.09)の製造販売実績に基づく本件研磨ツールの全ての種類の原価計算書であって、原材料・原単位と単価・間接費・経費・運動費・固定費・原価・総原価の資料。告にとつての適正売価を示した資料。 以上、いずれも告側が独自に作成したものであることから、一般には入手不可。	告の年間製造販売実績に基づく原価計算書の製品種類別原価情報を使って原価を製造に酷似した製品価格を設定することができますがジーベックへの売価を知ることにより製品価格を有利に設定することができる。

108、 111、 119～ 121、 1509～ 1521、 1552～ 1575、 (119～1 21、 2～1553 は交差穴ツール の記載)	本件研磨ツールであるバリ取りアダシ（手研磨用エンドアダシ含む）の原価、壳価、販売方針に関する情報。 より具体的には、 ①第64期(H21.10～22.09)と第63期(H20.10～21.09)における種類別・月別の販売数量・単価・壳上・ 製造原価率・粗利額と、新壳価と旧壳価の比較資料一覧表。 ②特定の時期の原告からジーハークへの年間出荷数・販売実績。 ③製品種類別（タイプ、サブ、線材の種類別）の原価計算書（部品費・労務費・工場経費・製造原価・販 售原価詳細）とジーハークへの見積書。 ④補助工具品（スリーブ、シャフト＝軸、シャッド、外筒）の原価計算書及びジーハークへの見積書。 ⑤構成部品であるフロートホルダ及び構成部材の外注加工業者との情報交換資料（原告宛加工見積書、在庫品 の扱いに関する通信）、在庫状況、製品種類別原価計算書、寸法および刻印位置を記載したフロートホルダの 設計図。 ⑥構成部品であるスリーブのコスト低減の検討結果資料とコスト低減価格を適用した場合の製造原価と総原 価を算出した原価計算書及びジーハークへの製品種類別値引き価格の資料。 以上、いずれも原告が独自に作成したことから、一般には入手不可。	原告の年間製造販売実績基づくバリ取りアダシの部品や補助工具の種類別原価構成、販売価格を有すると定めた、原価と同様の手法による外注加工する業者情報を得て、原告と同様の手法にて、原價を算出した場合の製造原価と総原価を可能となる。
124～ 126、 1578、 1580～ 1588、 1592、 (125は交 差穴ツール、 578はスライ ク砥石の記載 もある)。 149、 155～ 158、 1595 (149と1 55は交差穴 ツールの記載 ある)。	113～ 114、 117～ 118、 1522～ 1549、 1576～ 1589～ 1591～ 1593～	原告と同様の手法を用いた 製品の梱包写真と見積 が可能となる。
(125は交 差穴ツール、 578はスライ ク砥石の記載 もある)。 149、 155～ 158、 1595 (149と1 55は交差穴 ツールの記載 ある)。	113～ 114、 117～ 118、 1522～ 1549、 1576～ 1589～ 1591～ 1593～	原告と同様の手法を行った 梱包写真と見積が可能となる。

7	本件研磨ツールの輸出貿易管理令該非判断【社外秘】表示資料	1608~ 1611	アルミナ長纖維は戦略物質として旧共産圏への輸出が制限されていたところ、砥石の輸出可否を弁護士が判断した見解書【ファイル名に「社外秘」表示あり】と、本件研磨ツールに関する輸出貿易管理令該非判断を行った社内資料【ファイル名と本文に「社外秘」表示】。以上、原告とジーベックのみが入手した資料と、原告が独自に検討して作成した情報であることから、一般には入手不可。	原告と同様の手法を使つて告発されたあるアルミナ長纖維を使つた本件研磨ツールの輸出貿易管理を行うことが可能となる。
8	本件研磨ツールの研磨粉の安全性検討資料	1612	本件研磨ツールの安全性についての見解を述べた特定の顧客宛ての説明資料。	生体安全性を説明するところは製造物責任等を伴うことは、から難しい対応であるが、どちらの情報を利用することにより容易に顧客に説得することができる。

13	本件研磨ツールの特注品別電気のデータ 顧客のデータ	172～ 207、 210～ 597、 1613～ 1633、 1682、 1734～ 1981、	本電子データは、オーダーメイドの特注品の設計図・特注品に組み込む部品の設計図・特注品を製造するための治具の設計図・特注品の検査項目と規格値及び測定器具を記載した帳票・製造工程に関する説明図であって、個々の電子データは、原告とシベック及び特定且つ単独の顧客だけが知る情報であるから、一般に入手することは不可能。	個々の顧客別・用途別の設計図を入手することにより、顧客の要求を満たす製品を提供することが可能となり、顧客が異なることが可能となる。また14項と15項から具体的な顧客情報や価格情報も得られるため、原告側が築いてきた特注品市場への参入が容易となり、また有利な価格交渉が可能となる。
		1634～ 1644、 1649～ 1674、 1676～ 1681、 1687～ 1733、	本電子データは、定型品に組み込む部品の設計図であり一般には開示されていないので、一般に入手することは不可能。	原告の定型品と同等の製品を製造することができます。
		1645～ 1648、 1675、 1683～ 1686	本電子データは、本件バリ取りブラン（定型品及び特注品）でバリ取り加工する際の補助ツールであるフロートホルダーの全体図と各部品の設計図であって、一般には開示されていないので、一般に入手することは不可能。	原告のフロートホルダーと同等の製品を製造することができます。
		208～ 209	本件研磨ツールであるバリ取りブランの市場情報と、市場情報に基づいた製品仕様の見直しに関してシベック中山勝司が記載したものであり、一般に入手することは不可能。	原告が得た市場情報を共有することで、市場の要求に合った製品の製造が可能となる。

14	本件研磨ツール特品の顧客別の規格データ	5 9 8 ~ 6 5 5 、 1 9 8 2 ~ 2 0 5 1	本電子データは、顧客別・用途別に定型品をマイナーチェンジした特注品の説明（特注内容の説明、寸寸特定の顧客の要求事項を事前に知ることにより、顧客の要求を満たす製品を提供する）が可能な限り、原 告側が策定した特注品市場への参入が容易となる。
15	本件研磨ツール特品の顧客別の見積りデータ	6 5 6 ~ 8 9 8 、 2 0 5 2 ~ 2 1 8 1	本電子データは、定型品をマイナーチェンジする特注品、及び顧客別・用途別にオーダーメイドする特注品に該当する顧客情報と製品説明、及び原告がジーべックに販売する価格を記録したものであり、また、見積り後の受注状況や量産品に成長したかどうかという経緯も記録してあり、原告とジーべック及び特定の顧客情報と、特注品の（原告から部屋及びジーベックの）仕入価格を知り、原告側がが容格により、原市場への参入が容易となる。また特注品市場への有利な価格交渉が可能となる。